

岩手県告示第 15 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 1 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 107 号

（2）供用開始の区間

ア 遠野市宮守町下鱒沢 21 地割 46 番 32 地先から 22 地割 11 番 1 地先まで

イ 遠野市宮守町下鱒沢 22 地割 27 番 1 地先から 43 番 3 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 20 年 1 月 11 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 20 年 1 月 11 日から同年 2 月 11 日まで

2（1）路線名 397 号

（2）供用開始の区間 奥州市江刺区伊手字和野 167 番 3 地先から字町裏 220 番 1 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 20 年 1 月 11 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 1 月 11 日から同年 2 月 11 日まで